

山口県報

令和3年
9月24日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 三
 - 特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定の解除 (環境政策課) 七
 - 特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査 (建築指導課) 七
- 公告
 - 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報 (畜産振興課) 八
 - 令和三年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催 (畜産振興課) 八
 - 公共測量の実施 (監理課) 九
 - 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課) 九
 - 平生都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催 (都市計画課) 九
- 教委公告
 - 契約の締結 一〇
- 人委規則
 - 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 一一
- 選管告示
 - 政治団体の名称等 一一
 - 政治団体の異動事項 一一
 - 資金管理団体の異動事項 一一

山口県告示第二百七十九号



瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第十号) 第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年九月二十四日から同年十月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 大阪新薬株式会社

住 所 山陽小野田市大字東高泊二二六七番地の二二

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名 称 大阪新薬株式会社

所在地 山陽小野田市大字東高泊二二六七番地の二二

三 特定施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 一日当たりの使用時間
四六一〇	六、〇〇〇 (kg/日)	令和三、一 一、二、一	令和四、一〇 一、二、一〇	令和五、一、四	断 続 八 時 間
四六一二	〃 (m ³ /分)	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃

備考 「四六一〇」及び「四六一二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供するろ過施設及び廃ガス

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 1 排水口	排水の汚染状態の値		排水の汚染状態の値		排水の汚染状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)
		水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉱油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	燐 (mg/l)	
七	五・八	通常	通常	通常	最大	通常	通常	最大
二〇・三	一一	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
三九	一三	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
一一・二	七	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
二五・八	九	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
〃	検出せず	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
九・六	一・五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
一五・六	三	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
三・四七	〇・一五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
四・六三	〇・二五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大
四	三五七・五	通常	通常	通常	通常	通常	通常	通常
六・二	四一五	最大	最大	最大	最大	最大	最大	最大

山口県告示第百二十八号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、令和三年九月二十四日から同年十月十四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 申請者の氏名又は名称及び住所

氏名又は名称 大阪新薬株式会社

住所 山陽小野田市大字東高泊二二六七番地の二二

二 工場又は事業場の名称及び所在地

名称 大阪新薬株式会社

所在地 山陽小野田市大字東高泊二二六七番地の二二

三 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する水洗施設及びびる過施設並びに第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設

四 変更しようとする事項の内容

特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生じる。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	項目	構造		使用の方法			
		能力	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間	
四六一イ	変更前	(t/日)二	(既)	(既)	断続	三時間	季節的変動あり
	変更後	〃	〃	〃	断続	三時間	季節的変動あり
四六一ロ	変更前	(kg/日)六、〇〇〇	令和三、一	令和四、二〇	断続	八時間	変動なし
	変更後	〃	令和三、一	令和三、一	断続	八時間	変動なし
七一の六	変更前	(l/日)一、〇〇〇	(既)	(既)	〃	三時間	〃
	変更後	〃	〃	〃	〃	三時間	〃

備考 「四六一イ」、「四六一ロ」及び「七一の六」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第四十六号の有機化学工業製品製造業の用に供する過施設及び廃ガス洗浄施設並びに同表第七十一号の六のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設をいう。

種類	吸着槽		吸着塔		沈殿槽	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
種	コンクリート製	コンクリート製	鉄・ゴムライニング製	鉄・ゴムライニング製	コンクリート製	コンクリート製
項目	〃	〃	〃	〃	〃	〃
構造	〃	〃	〃	〃	〃	〃
能力	($\frac{m^3}{日}$) 二二〇	($\frac{m^3}{日}$) 二二五	($\frac{m^3}{日}$) 六〇	($\frac{m^3}{日}$) 六〇	($\frac{t}{日}$) 二〇	($\frac{t}{日}$) 二〇
処理の方式	吸着	吸着	ろ過・吸着	ろ過・吸着	沈殿	沈殿
使用時間	八時間	八時間	一五時間	一五時間	〃	〃
連続	〃	〃	〃	〃	〃	〃
の一日当たりの使用時間	〃	〃	〃	〃	〃	〃
概季節的変動の要	変動なし	変動なし	変動なし	変動なし	変動なし	変動なし
年工事着手予定	令和三、二、一	令和三、二、一	令和三、二、一	令和三、二、一	令和三、二、一	令和三、二、一
年工事完成予定	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一
年使用開始予定	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一	令和四、二、一

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種	七一の六		四六〇口		四六一イ	
	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
項目	〃	七	一	〃	〃	七
水素イオン濃度 (水素指数)	〃	八、六	一、二	〃	〃	八、六
化学的酸素要求量 (mg/l)	〃	三〇、〇〇〇	四、〇〇〇	〃	〃	三八三
浮遊物質量 (mg/l)	〃	三〇、〇〇〇	五、〇〇〇	〃	〃	六〇〇
窒素 (mg/l)	〃	一〇〇	五〇	〃	〃	三〇七
リン (mg/l)	〃	一〇〇	一〇〇	〃	〃	五四
汚水等の一日当たりの量 (m ³)	〃	二	三	〃	〃	三〇
〃	〃	二	四〇	〃	〃	四〇
〃	〃	一	三	〃	〃	三
〃	〃	一	四	〃	〃	四
〃	〃	一	一五	〃	〃	三
〃	〃	二	一六・五	〃	〃	三・五

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

		吸着塔			吸着槽			種 類	
		処理前		処理後		処理前		項 目	
変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃
四〇	〃	一三〇	〃	一五八	〃	五二五	〃	一、八〇〇	〃
四五	〃	一七〇	〃	一七三	〃	六三二	〃	二、四八五	〃
一〇	〃	三五	〃	一五	〃	三〇	〃	二〇〇	〃
二〇	〃	六〇	〃	二五	〃	六〇	〃	一〇〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	検出せず	〃
七	〃	九	〃	八	〃	一七	〃	二	〃
一〇	〃	一五	〃	一四	〃	二五	〃	一五	〃
一	〃	二	〃	一・五	〃	〃	〃	二	〃
一・五	〃	二・五	〃	二	〃	三	〃	三	〃
八二	八二・五	八二	四八・五	四八	四八・五	四八	二四・五	二四	二四・五
九一	九二	九一	五四	五三	五四	五三	二七	二六	二七

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

吸着塔		活性汚泥処理施設		中和処理施設	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
製化ステンレス・プラスチック強	〃	〃	鋼板製	〃	コンクリート製
(m ³ /日) 四〇	〃	〃	(t/日) 二三	〃	(t/日) 二七
吸着断続三時間	〃	〃	活性汚泥断続一二時間	〃	中和断続一六時間
変動なし	〃	〃	変動なし	〃	変動なし
令和三、二、一	〃	〃	(既設)	〃	(既設)
令和四、二、二〇	〃	〃		〃	
令和五、一、四	〃	〃		〃	

排水口	項目	五 排水の汚染状態の値及び排水の量																			
		吸着塔		活性汚泥処理施設				中和処理施設				沈殿槽				処理後					
		処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前						
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後							
排水口	水素イオン濃度 (水素指数)	六		四				七		七			七		九		九		九	〃	
	化学的酸素要求量 (mg/l)	七	五	七	三			八	六	八	六		八	六	九	六	九	六	九	六	〃
	浮遊物質 (mg/l)	六		四、〇〇〇				四五		二〇〇			二〇〇		二二〇		二二〇		二五〇	〃	
	浮遊物質 (mg/l)	八		五、〇〇〇				七七		三〇〇			三〇〇		三三〇		三三〇		三五〇	〃	
	鉍油類 (mg/l)	三		二〇				三九・四		一七〇			一七〇		一八〇		一八〇		二〇〇	〃	
	窒素 (mg/l)	四		三〇				六五		二二〇			二二〇		二二〇		二二〇		三〇〇	〃	
	窒素 (mg/l)	検出せず		検出せず				検出せず		検出せず			検出せず		検出せず		検出せず		〃	〃	
	窒素 (mg/l)	四		二〇				一〇・七		二〇			二〇		二二		二二		二五	〃	
	窒素 (mg/l)	五		三〇				一九・一		三〇			三〇		三三		三三		三五	〃	
	リン (mg/l)	〇・二		三				〇・二		二			二		二・五		二・五		三	〃	
	リン (mg/l)	〇・三		四				〇・五八		三			三		三・五		三・五		四	〃	
	排水の一日当たりの量 (m ³)	三〇		三〇				八・五		八・五			八・五		八・五		八・五		八・五	八・五	八二・五
		三三		三三				九・五		九・五			九・五		九・五		九・五		九・五	九・五	九二

No. 3 排水口		No. 2 排水口		No. 1 排水口	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前
〃	七	〃	〃	〃	七
〃	八・六	〃	五・八	〃	八・六
〃	二〇・三	〃	一八	〃	一一
〃	三九	〃	三六	〃	一三
〃	一一・二	〃	一三	〃	七
〃	二五・八	〃	二三	〃	九
〃	検出せず	〃	〃	〃	九 検出せず
〃	九・六	〃	四・一	〃	一・五
〃	一五・六	〃	六・五	〃	三
〃	三・四七	〃	〇・〇八	〃	〇・一五
〃	四・六三	〃	〇・二	〃	〇・二五
〃	六・九	〃	二〇・五	〃	三五七・五
〃	一一・五	〃	二六・五	〃	四一五
〃	六・二	〃	〃	〃	三二七
〃	〃	〃	〃	〃	三八一

山口県告示第二百八十一号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域の指定に関する告示（平成二十五年山口県告示第二百八十九号）により指定された区域の一部についての指定を次のとおり解除する。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 解除に係る形質変更時要届出区域
周南市野村南町四九七六の一の一部
- 二 特定有害物質の種類
六価クロム化合物、トリクロロエチレン、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染状況調査の実施による基準適合の確認

山口県告示第二百八十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の五第一項の規定により、山口県立山口南総合支援学校産業科棟機械設備工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について

て次のとおり定めた。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 山口県立山口南総合支援学校産業科棟機械設備工事
- (一) 工事場所 山口市鑄銭司字南原二三四番六
- (二) 工事の概要

構	造	延 べ 面 積
鉄筋コンクリート造	三階建	二、一七一・九七平方メートル

- 二 経営規模等入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。
- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（令和二年山口県告示第四百二十二号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が管工事のA等級であること。
- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（管工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。

(一) 共同企業体の代表者の令和三年九月二十二日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)の管工事の数値が八百以上であること。

(二) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の管工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年山口県条例第三十二号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織(以下「電子入札システム」という。)を使用して提出するものとする。

(三) 申請書等の提出期間及び時間

令和三年十月十二日から同月十五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

電子入札システムを使用して令和三年十月二十九日までに経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書により行う。

四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部建築指導課(電話〇八三一九三三―三八三〇)にすること。



(二〇六) 家畜改良増殖法の規定に基づく種畜証明書を書換交付した旨の通報

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第八条第一項の規定により、農林水産大臣から次の家畜につき、種畜証明書を書換交付した旨の通報がありました。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

種畜証明書番号	名	前	品種	生年月日	産地	検査成績	飼養者の住所及び氏名又は名称
一一三九二九 二二八六四	富士幸		その他	平成二九、 一二、二四	山口県 級外		萩市見島 多田一馬

(二〇七) 令和三年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、令和三年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業担い手支援部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

令和三年十一月八日(月曜日) から同年十二月八日(水曜日) まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

実習	学科		区 分	科 目
	専門科目	一般科目		
家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	畜	牛
	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 家畜人工授精及び家畜人工授精用精液の保存	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規		

七 受講申込書の提出期限

令和三年十月十五日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百二十円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜産振興課(電話〇八三一九三三三三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にすること。

(二〇八) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、下関市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(道路台帳図データ作成)

二 作業の地域

下関市

三 作業の期間

令和三年八月二十四日から令和四年三月二十五日まで

(二〇九) 岩国都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画道路の変更に係る同法第十四条第一項

に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画道路三・四・三南岩国停車場天地線

岩国都市計画道路三・四・八昭和町藤生線

岩国都市計画道路三・四・十二南岩国線

岩国都市計画道路三・四・三十四牛野谷天地線

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(二一〇) 平生都市計画道路の変更の案に関する公聴会の開催

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第十六条第一項の規定に基づき、平生都市計画道路の変更の案に関する公聴会を次のとおり開催します。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時

令和三年十月二十日(水曜日)午後七時

二 開催の場所

熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一 平生町役場

三 公聴会において意見を聴こうとする都市計画の案

変更する平生都市計画道路三・三・一国道百八十八号線平生バイパス

四 公述の申出手続

次のとおりとする。

(一) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、令和三年十月十三日(水曜日)までに、意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面(以下「公述申出書」という。)を山口市滝町一番一号(郵便番号七五三三八五〇一)山口県土木建築部都市計画課に提出してください。

なお、郵送の場合は、令和三年十月十三日までの消印のあるものに限ります。

- (二) 公述申出書を提出した者のうち、同種の意見を有する者が多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがあります。
- (三) 公聴会の運営を円滑にするため、必要がある場合には、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、理由を付してその旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者に通知します。
- 五 その他

- (一) 公聴会に関する問合せは、山口県土木建築部都市計画課(電話〇八三―九三三―三七三三)にしてください。
- (二) 関係図書は、次の場所において縦覧に供します。

山口市滝町一番一号
山口県土木建築部都市計画課
柳井市南町三丁目九番三号
柳井土木建築事務所
熊毛郡平生町大字平生町二一〇番地の一
平生町役場

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を五の(二)の関係図書の縦覧場所において縦覧に供します。)



公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和三年九月二十四日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する^{かゝ}廠の名称及び所在地
山口県立田布施農工高等学校 熊毛郡田布施町大字波野一〇一九五番地
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
ファイバーレーザー加工機 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

- 四 落札者を決定した日
令和三年八月十一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社山陽機械センター 周南市築港町五番一号
- 六 落札金額
六千八百二十万円
- 七 入札公告日
令和三年六月二十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県立田布施農工高等学校長 葉山 雅基
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格

- 一 事務を担当する^{かゝ}廠の名称及び所在地
山口県立天津緑洋高等学校水産校舎 長門市仙崎一〇〇二番地
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
レーザー・自動衝突予防援助装置シミュレータ 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年八月二十六日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
フルノ九州販売株式会社 長崎市旭町三番一五号
- 六 落札金額
三千九百三十八万円
- 七 入札公告日
令和三年七月十三日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県立天津緑洋高等学校長 村山 晋一

- (二) 調達方法
購入
- (三) 落札方式
最低価格



給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年九月二十四日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和三十四年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一地域部地域運用課の項中「地域部地域運用課」を「警備部警備課」に改める。

附則

この規則は、令和三年十月一日から施行する。



山口県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出年月日
---------	--------	----------	------------	--------	-------

有観会	福田 勝政	福田 朋子	山陽小野田市大字有観 926の5	令和3、 8、25
西村容子後援会	西村 容子	岩本 清	阿武郡阿武町大字宇田 2167の4	” ” 11
前田こうじ後援会	前田 浩司	前田 典子	山陽小野田市大字壇生 1475	” ” 23

山口県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		届出年月日
			新	旧	
自由民主党川上支部	森 靖弘	代表者 事務所	森 靖弘 萩市川上2139の1	横山 賢治 萩市川上5283の1	令和3、 8、1
自由民主党豊北支部	吉田 真次	会計責任者	石井 省三	中野 和孝	” ” 23
つねまつ恵子後援会	小柳 明治	代表者	小柳 明治	瀬口 孝典	” ” 30
山口県連族政治連盟本部	新宅鑑次郎	”	新宅鑑次郎	市来健之助	” ” 6、26
山口県ビブルメンテナンス政治連盟	松山 邦彦	”	松山 邦彦	古武 泰志	” ” 3、15
とねや又由後援会	米弥 又由	事務所	長門市西深川 2104の1	長門市西深川 2467の1	” ” 8、3

山口県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和三年九月二十四日

山口県選挙管理委員会委員長 秋本泰治

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称		異動事項	備考 (異動月日)
	よねや又由後援会	異動内容		
米弥 又由	長門市西深川 2404の1	長門市西深川 2467の1	令和3、8、3	

令和三年九月二十四日印刷
令和三年九月二十四日発行

発行人所

山口県知事庁